平成２８年（フ）第１２号
さいたま市緑区大字大門4456番地
破産者　株式会社三園
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
愛知県一宮市大赤見字才勝41番地１
破産者　株式会社フォレストン
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４３１４号
大阪市天王寺区国分町13番８号
破産者　株式会社イージスエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７８号
大阪府箕面市箕面４丁目１番２号
破産者　土佐建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０５号
大阪市中央区内平野町２丁目２番17号交徳ビル３Ｆ
破産者　株式会社ステージアップ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１２号
大阪府豊中市大島町２丁目１番６号
破産者　ピー・ティー・アール株式会社
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７号
徳島県阿波市阿波町丸山70番地
破産者　有限会社高越フラン場
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
愛媛県四国中央市川之江町2893番地１
破産者　富士住宅産業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第７４号
高知県四万十市具同6461番地１
破産者　幡多郡酒類卸商業協同組合
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第６１号
茨城県結城市田間1473番地
破産者　有限会社サンコー技研
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１２７号
松江市西津田３丁目11番５号
破産者　有限会社狩野工業
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４１号
岡山県倉敷市児島柳田町505番地130
破産者　熊沢　孝志
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２号
広島県福山市藤江町370番地の２
破産者　株式会社大本商店
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６号
香川県三豊市高瀬町上高瀬2454番地
破産者　白井　侶章
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３００号
群馬県渋川市有馬153番地４　ウッディーブルー　Ｂ
破産者　星野　新一
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木734番地10オールージュ清水203号、破産手続開始時の住所東京都西多摩郡瑞穂町二本木734―10オールージュ清水203号
破産者　坂本　博正
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６７号
大阪府八尾市東山本新町２丁目２番５―402号
破産者　東灘　　隆
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７９号
高知県土佐市北地2114番地、前住所大阪府箕面市箕面４丁目１番２号
破産者　松村　　茂
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８９号
堺市中区大野芝町188番地９　ライフコート深井
破産者　青北　俊二
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係